

あとがき

編集顧問

糸満盛憲
越智隆弘
荻野利彦
小野啓郎
竹光義治
守屋秀繁
富田勝郎
山室隆夫
矢部 裕

編集主幹

菊地 臣一
編集委員
黒坂昌弘
清水克時
高岸 憲二
土屋弘行
戸山芳昭
内藤正俊
吉川 秀樹

編集同人

井形高明 澤村 誠志
生田義和 田辺剛造
井樋栄二 田畑四郎
岩田 久 玉置哲也
岩本幸英 中村耕三
大井利夫 馬場久敏
小野村敏信 浜西千秋
加藤博之 廣谷速人
金田清志 佛淵孝夫
腰野富久 三笠元彦
紺野慎一 三浦隆行
楠田喜三郎 持田讓治
酒 匂 崇 山田治基
桜井 実 吉川靖三

前橋市で開催しました第26回日本整形外科学会基礎学術集会を無事に終え、ほっとしているところです。東日本大震災および福島第一原発施設の事故後、前橋市においても東日本の地方都市と同様にその後の自粛ムードおよび計画停電、両毛線ならびに上越線の運休、風評被害も含めて経済に大きな打撃を受けました。また、学会前には台風12号および15号によって日本各地に甚大なる被害をもたらされました。そのような状況下で基礎学術集会を開催でき、1,500名を越す参加者がありましたことは、皆様のおかげと感謝しております。

整形外科が治療を行っている運動器疾患は、特に高齢者のQOLに大きく影響を及ぼしていますが、残念ながらその実態はよくわかっていません。視座で「運動器と疫学研究」を執筆されている吉村典子先生は、ROAD studyを通して、高齢者の変形性膝関節症や骨粗鬆症における有病率や関連因子について精力的にエビデンスを発信されています。先生は「疫学は興味の尽きるところがない学問で、毎日が充実感に満ちている。医学というサイエンスの奥の深さに驚くとともに、好きな研究を生業とできる感謝の日々である。」と書かれています。素晴らしいことだと思います。吉村先生、これからも私達整形外科医にいろいろ教えてください。特に高齢者の要介護予防につながると良いですね。群馬の片隅で楽しみにしています。

また「整形外科の専門医制度をめぐる諸問題」と題した戸山先生、池田先生、四宮先生、三浪先生が参加された座談会は、「アメリカに遅れていると言われているわが国の専門医制度」および今後の整形外科の診療体制を考える上で大変面白い企画です。専門医は、その診療領域の標準的な治療を、安全に安心して任せられる医師のことで、専門医制度は患者さんのための制度ということを皆さんご存知でしたか？ 現在、1階部分といえる基本領域(内科や整形外科など)と、その上の2階建てとなるサブスペシャリティ(脊椎脊髄外科や手外科など)の専門医のあり方が議論されています。「専門医制度と医療問題」、「整形外科専門医制度の行方」「学会は異なっても同じ専門医制度」など整形外科専門医制度の現状と今後について話されていますので、是非ご一読ください。

その他「先達のアート」では腰野富久先生が変形性関節症膝に対して高位脛骨骨切り術を行うと軟骨が再生することなど、「臨床整形外科」誌は今月号も楽しい読み物が満載です。

(高岸憲二)

臨床整形外科 (第46巻第12号)

2011年12月25日発行(毎月1回25日発行)

定価 2,520円(本体2,400円+税5%)

2011年 年間購読料(税込、送料弊社負担)

冊子のみ 29,400円

冊子+電子版 38,300円

電子版/個人 29,400円

電子版/共有 33,810円

E-mail rinseige@igaku-shoin.co.jp

Web <http://www.igaku-shoin.co.jp/mag/rinseige>

発行 株式会社 医学書院

代表者 金原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

電話 編集室直通 (03)3817-5702(担当:石井・山崎)

販売部直通 (03)3817-5659・5660

ファクシミリ (03)3815-7802

振替口座 00170-9-96693 番

印刷所 ㈱アイワード 電話 (011)241-9341

広告申込所 ㈱医薬広告社 電話 (03)3814-1971

・Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku Tokyo © 2011, Printed in Japan.

・本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能化権を含む)は㈱医学書院が保有します。

・本誌を無断で複製する行為(複写、スキャン、デジタルデータ化など)は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的(診療、研究活動を含む)で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・**JCOPY** <㈱出版者著作権管理機構委託出版物>

本誌の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に㈱出版者著作権管理機構(電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp)の承諾を得てください。